

○五所川原地区消防事務組合危険物の規制に関する規則

平成17年3月28日

五所川原地区消防事務組合規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3章及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）並びに危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(仮貯蔵又は仮取扱いの承認等)

第2条 消防長は、法第10条第1項ただし書の規定による承認をしたときは危険物仮貯蔵・仮取扱承認書（様式第1号）に、承認をしなかったときは危険物仮貯蔵・仮取扱不承認書（様式第2号）に申請書1部を添えて申請者に交付するものとする。

2 前項の危険物仮貯蔵・仮取扱承認書の交付を受けた者は、当該承認を受けた場所の見やすい箇所に掲示板（様式第3号）を掲げなければならない。

(令3規則5・令8規則12・一部改正)

(製造所等の設置又は変更の許可等)

第3条 五所川原地区消防事務組合管理者（以下「管理者」という。）は、法第11条第1項の規定により製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の位置、構造又は設備の変更の許可の申請を受理するにあたり必要があると認めるときは、申請者に対し、当該製造所等に係る許可書又は令第8条第3項の完成検査済証の提示を求めることができる。

2 管理者は、法第11条第2項の規定により製造所等の設置又は変更の許可をしたときは危険物製造所等設置・変更許可書（様式第4号）に、許可しなかったときは危険物製造所等設置・変更不許可通知書（様式第5号）に申請書1部を添えて申請者に交付するものとする。

(令3規則5・令7規則5・一部改正)

(製造所等の仮使用の承認等)

第4条 危険物規則第5条の2の規定による申請があった場合において、法第11条第5項ただし書の規定により製造所等の仮使用の承認をしたときは仮使用承認書（様式第6号）に、承認しなかったときは仮使用不承認通知書（様式第7号）に申請書1部を添えて申請者に交付するものとする。

2 前項の仮使用承認書の交付を受けた者は、当該承認を受けた部分の見やすい箇所に掲示板（様式第8号）を掲げなければならない。

3 管理者は、第1項の承認を取り消したときは、危険物製造所等の仮使用承認取消通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(令3規則5・令7規則5・一部改正)

(譲渡又は引渡の届出)

第5条 管理者は、法第11条第6項の規定により製造所等の譲渡又は引渡しの届出書を受理したときは、届出書に届出済印(様式第10号)を押印し、その1部を届出者に返付するものとする。

(令3規則5・一部改正)

(品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出)

第6条 管理者は、法第11条の4第1項の規定により製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出書を受理したときは、届出書に届出済印(様式第10号)を押印し、その1部を届出者に返付するものとする。

(令7規則5・一部改正)

(廃止の届出)

第7条 法第12条の6の規定による製造所等の用途廃止の届出は、廃止の日から7日以内に届出書に令第8条第3項の規定による完成検査済証を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 前項の届出があった場合は、当該届出書に届出済印(様式第10号)を押印し、その1部を届出者に返付するものとする。

(令7規則5・一部改正)

(製造所等の特例基準適用の申請)

第8条 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準に係る特例を受けようとする者は、危険物製造所等の設備等特例基準適用申請書(様式第11号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理し、令第23条の規定に適合すると認めるときは、危険物製造所等の設備等特例基準適用通知書(様式第12号)に申請書1部を添えて申請者に交付するものとする。

(令3規則5・一部改正)

(その他の届出)

第9条 製造所等の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める様式により遅滞なく管理者に届け出なければならない。

(1) 製造所等の所有者等の住所、氏名若しくは名称に変更があったとき又は製造所等の所在する場所の地名若しくは地番に変更があったときは、危険物製造所等設置者・管理者・占有者の住所・氏名・名称変更届出書(様式第13号)

(2) 製造所等の使用を3か月以上休止しようとするとき又は休止中の製造所等の使用を再開しようとするときは、危険物製造所等使用休止、

再開届出書（様式第14号）

（3） 製造所等の位置、構造又は設備の軽微な変更をしようとするときは、危険物製造所等軽微な変更届出書（様式第15号）

（4） 製造所等において危険物による災害が発生したときは、危険物製造所等災害発生届出書（様式第16号）

2 前項各号に定める届出については、同項第1号の場合は変更のあった日から3日以内に、同項第2号及び第3号の場合は休止しようとする日又は再開しようとする日及び変更しようとする日の7日前までに、同項第4号の場合は災害発生の日から3日以内に届け出なければならない。

3 第1項第2号に規定する場合において、休止しようとするときは火災予防上安全な措置を講じ、再開しようとするときは使用の前に点検等を行い安全を確認しなければならない。

4 第1項各号に定める届出を受理したときは、当該届出書に届出済印（様式第10号）を押印し、その1部を届出者に返付するものとする。

（令3規則5・令7規則5・一部改正）

（予防規程の認可）

第10条 管理者は、法第14条の2第1項の規定により予防規程の認可をしたときは、予防規程認可証（様式第17号）に申請書1部を添えて申請者に交付するものとする。

2 所有者等は、認可を受けた予防規程に規定する事項のうち保安の役割分担等の氏名に変更があったときは、予防規程の軽微な変更届出書（様式第18号）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の届出を受理したときは、届出書に届出済印（様式第10号）を押印し、その1部を届出者に返付するものとする。

（令3規則5・令7規則5・一部改正）

（危険物の収去）

第11条 管理者は、法第16条の5第1項の規定により危険物を収去するときは、危険物収去書（様式第19号）に必要事項を記入し、製造所等の所有者等に交付しなければならない。

（令3規則5・一部改正）

（許可書等の再交付）

第12条 法第11条第1項の規定による許可書又は令第8条の2第7項によるタンク検査済証（以下「許可書等」という。）を受けた者が許可書等を亡失、汚損又は破損（以下「亡失等」という。）をした等の理由により再交付を受けようとするときは、危険物製造所等許可書又はタンク検査済証再交付申請書（様式第20号）によって管理者に申請しなければならない。

2 前項の場合において、亡失以外の理由により再交付を受けようとするときは、既に交付されている許可書等を添付しなければならない。

3 管理者は、第1項の申請を受理したときは審査して、交付の必要があると認めるときは許可書等を再交付するものとする。

- 4 前項の規定により再交付する許可書等の許可番号及び交付年月日は、亡失等をした許可書等に記載されていた許可番号及び再交付した年月日とする。
- 5 再交付した許可書等には、その右上部欄外に「再交付」と朱印し、備考欄には亡失等をした許可書等の交付年月日及び許可権者名を付記するものとする。
- 6 第3項の規定により許可書等の再交付を受けた者は、亡失した許可書等を発見したときは、これを7日以内に管理者に提出しなければならない。

(令3規則5・令7規則5・一部改正)

(地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画の届出)

第13条 管理者は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第143号）附則第3項第2号の規定により、製造所等の所有者等から地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書（様式第21号）を受理したときは、届出書に届出済印を押印し、その1部を届出者に返付するものとする。

(令3規則5・一部改正)

(手数料の納付)

第14条 次の各号に掲げる申請をしようとする者は、手数料を五所川原地区消防事務組合手数料条例（平成17年五所川原地区消防事務組合条例第19号）に基づき、申請の際に納付しなければならない。

- (1) 法第10条第1項ただし書の規定により仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請
- (2) 法第11条第1項の規定による製造所等の設置又は位置、構造若しくは設備の変更の許可の申請
- (3) 法第11条第5項の規定による製造所等の完成検査の申請
- (4) 法第11条第5項ただし書の規定により仮に使用する場合の承認の申請
- (5) 法第11条の2第1項の規定による製造所等の完成検査前検査の申請
- (6) 法第14条の3第1項の規定による保安に関する検査の申請

(令7規則5・追加)

(申請の取下げ)

第15条 前条各号に掲げる申請を許可、承認又は検査の前に取り下げようとする者は、申請の取下げ届出書（様式第22号）を提出しなければならない。

- 2 前条第1号の申請に係る取下げの届出は消防長に、同条第2号から第6号までの申請に係る取下げの届出は管理者に提出しなければならない。

3 前2項の規定により届出を受理したときは、前条第1号の申請に係る届出書には様式第23号の、同条第2号から第6号までの申請に係る届出書には様式第10号の届出済印を押印し、その1部を届出者に返付するものとする。

(令7規則5・追加)

(設置又は変更の許可の撤回)

第16条 法第11条第1項の規定による製造所等の設置又は位置、構造若しくは設備の変更の許可を受けた者は、これらの許可の撤回を受けようとするときは、危険物製造所等許可撤回申請書(様式第24号)に当該申請に係る許可書を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は前項の規定による申請を受理し、当該申請に係る許可の撤回を行ったときは、申請書に撤回年月日及び撤回番号を記入して1部を申請者に返付するものとする。

(令7規則5・追加)

(製造所等の休止に伴う点検期間の延長に係る申請等)

第17条 危険物規則第62条の5の2第3項又は第62条の5の3第3項の申請は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める日の14日前までに行わなければならない。

(1) 危険物規則第62条の5の2第3項の申請 同条第2項に規定する点検を行うこととされる期間の末日

(2) 危険物規則第62条の5の3第3項の申請 同条第2項に規定する点検を行うこととされる期間の末日

2 管理者は、前項の申請がなされたときは、その内容を審査し、危険物規則第62条の5の2第2項又は第62条の5の3第2項に規定する期間の延長を承認する場合は点検期間延長承認書(様式第25号)に、当該期間の延長を承認しない場合は点検期間延長不承認書(様式第26号)に申請書を1部添えて申請者に交付するものとする。

3 危険物規則第62条の5の2第3項及び第62条の5の3第3項に規定する管理者が定める期間は、第1項各号に定める日の翌日から危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日までの間とする。

(令8規則12・追加)

(申請書等の提出部数)

第18条 この規則の規定による申請書及び届出書の提出部数は、2部とする。

(令7規則5・旧第14条繰下・一部改正、令8規則12・旧第17条繰下)

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、危険物の規制に関する事務について必要な事項は、消防長が別に定める。

(令7規則5・旧第16条繰下・一部改正、令8規則12・旧第18条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月28日から施行する。
(五所川原地区消防事務組合危険物の規制に関する規則の廃止)
- 2 五所川原地区消防事務組合危険物の規制に関する規則（平成4年五所川原地区消防事務組合規則第2号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の五所川原地区消防事務組合危険物の規制に関する規則又は組合再編前の津軽北部広域事務組合危険物の規制に関する規則（昭和63年津軽北部広域事務組合規則第39号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月30日五所川原地区消防事務組合規則第1号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（令和2年3月24日五所川原地区消防事務組合規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月23日五所川原地区消防事務組合規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日五所川原地区消防事務組合規則第11号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日五所川原地区消防事務組合規則第5号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日五所川原地区消防事務組合規則第12号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

承認第 号

危険物仮貯蔵・仮取扱承認書

申請者

住所

氏名

年 月 日付で申請のあった危険物の仮貯蔵・仮扱いについては、下記のとおり消防法第10条第1項ただし書の規定により承認する。

年 月 日

五所川原地区消防事務組合
消防長 印

記

仮貯蔵又は仮扱い場所			
仮貯蔵又は仮扱いの期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで		
危険物の類、品名、最大数量		指定数量の倍数	
備考			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第2号(第2条関係)

危険物仮貯蔵・仮取扱い不承認書

第 号
年 月 日

殿

五所川原地区消防事務組合
消防長

回

年 月 日付けで申請のあった危険物の仮貯蔵・仮取扱いについては、下記により承認しない。

記

1 仮貯蔵又は仮取扱いの申請場所

2 不承認の理由

3 教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、五所川原地区消防事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、五所川原地区消防事務組合を被告として（五所川原地区消防事務組合管理者が被告の代表となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第3号(第2条関係)

危険物仮貯蔵・仮取扱所	
仮貯蔵・仮取扱いの期間	年 月 日から 年 月 日まで
承認番号	第 号
危険物の類別、品名、最大数量	
取扱責任者	

備考 1 地は白色、文字は黒色とすること。

2 縦500ミリメートル以上、横600ミリメートル以上とすること。

様式第4号(第3条関係)

許可第 号

危険物製造所等 設置
変更 許可書

申請者

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった危険物 の については、消防法第11
条第2項の規定により許可する。

年 月 日

五所川原地区消防事務組合
管理者

印

記

設置場所 _____

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第5号(第3条関係)

危険物製造所等設置・変更不許可通知書

第 号 年 月 日		
殿		
五所川原地区消防事務組合 管理者 回		
年 月 日付で申請のあった危険物 の 許可については、下記のとおり消防法第10条第4項の規定に基づき政令で定める技術上の基準に適合しないので許可しない。		
記		
設 置 者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分
理 由		

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、五所川原地区消防事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、五所川原地区消防事務組合を被告として（五所川原地区消防事務組合管理者が被告の代表となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第 6 号(第 4 条関係)

承認第 号

仮 使 用 承 認 書

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった危険物
11 条第 5 項の規定により承認する。

の仮使用については、消防法第

年 月 日

五所川原地区消防事務組合
管理者 印

記

1 設 置 場 所

2 変 更 許 可 年 月 日

3 変 更 許 可 番 号

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第7号(第4条関係)

仮 使 用 不 承 認 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

五所川原地区消防事務組合
管理者 印

年 月 日付けで申請のあった危険物 の仮使用については、下記により承認しない。

記

1 不承認の理由

2 教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、五所川原地区消防事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、五所川原地区消防事務組合を被告として（五所川原地区消防事務組合管理者が被告の代表となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第8号(第4条関係)

消 防 法 に よ る 仮 使 用 承 認 済	
製 造 所 等 の 別	
承 認 年 月 日	年 月 日
承 認 番 号	第 号
承 認 行 政 庁	五所川原地区消防事務組合

備考 1 地は白色、文字は黒色とすること。

2 縦250ミリメートル以上、横350ミリメートル以上とすること。

様式第9号(第4条関係)

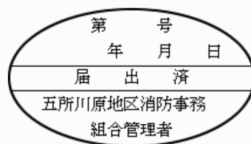
危険物製造所等の仮使用承認取消通知書

			第	号	
			年	月	日
殿					
五所川原地区消防事務組合 管理者					
回					
年 月 日付け承認第 号による仮使用承認については、下記によりこれを取り消します。					
記					
設置者	住所				
	氏名				
設置場所					
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分			
変更の許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号				
理由					

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第 10 号(第 5 条—第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条、第 15 条関係)



長径 35mm
短径 24mm

様式第 11 号(第 8 条関係)

危険物製造所等の設備等特例基準適用申請書

年 月 日		
五所川原地区消防事務組合 管理者 殿		
申請者 住 所 (電話) 氏 名		
危険物の規制に関する政令第 23 条に基づき、下記により特例基準の適用を受けたいので申請します。		
記		
設 置 者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号
危 険 物 の 類 、 品 名 、 最 大 数 量		指 定 数 量 の 倍 数
申 請	内 容	
	理 由	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 付近の見取図及び仮貯蔵又は仮取扱いの場所の配置図を添付すること。
4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 12 号(第 8 条関係)

危険物製造所等の設備等特例基準適用通知書

第 号 年 月 日		
殿		
五所川原地区消防事務組合 管理者 回		
年 月 日付けで申請のあった特例基準の適用については、下記のとおり認めます。		
記		
設 置 者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
製 造 所 等 の 別	貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
危 険 物 の 類 、 品 名 、 最 大 数 量	指 定 数 量 の 倍 数	
承 認 事 項		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第 13 号(第 9 条関係)

設置者 住所
 危険物製造所等 管理者 の 氏名 変更届出書
 占有者 名 称

		年 月 日	
五所川原地区消防事務組合 管理者		殿	
		届出者 住所 (電話) 氏名	
設 置 者 等	新	住 所	電話
		氏 名 又は名称	
	旧	住 所	電話
		氏 名 又は名称	
設 置 場 所		新	
		旧	
製 造 所 等	製造所等の別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分
	許 可 年 月 日 番 号	年 月 日	第 号
	完 成 検 査 年 月 日 番 号	年 月 日	第 号
変 更 の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印欄は、記入しないこと。

様式第 14 号(第 9 条関係)

危険物製造所等
休 止
再 開
届 出 書

		年 月 日	
五所川原地区消防事務組合 管理者		殿	
		届出者 住 所 (電話) 氏 名	
設 置 者	住 所	電 話	
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
許 可 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号	
休 止 期 間 又 は 再 開 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで	
休 止 中 の 理 由			
休 止 中 の 管 理 方 法 又 は 再 開 時 の 措 置			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 15 号(第 9 条関係)

危険物製造所等軽微な変更届出書

年 月 日		
五所川原地区消防事務組合 管理者 殿		
届出者 住 所 (電話) 氏 名		
設 置 者	住 所	電 話
	氏 名	
設 置 場 所		
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分
許 可 年 月 日 番 号		
年 月 日 第 号		
作 業 期 間		
年 月 日から 年 月 日まで		
変 更 の 概 要		
変 更 の 理 由		
作 業 中 の 安 全 対 策		
工 事 施 工 業 者 住 所 、 氏 名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 16 号(第 9 条関係)

危険物製造所等災害発生届出書

				年	月	日
五所川原地区消防事務組合 管理者				殿		
				届出者 住 所 (電話) 氏 名		
設 置 者	住 所	電 話				
	氏 名					
設 置 場 所						
製 造 所 等 の 別				貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分		
設 置 許 可 年 月 日 ・ 許 可 番 号						
完 成 検 査 年 月 日 ・ 検 査 番 号						
災 害 発 生 日 時				年	月	日 時 分 頃
災 害 発 生 原 因 の 概 要						
災 害 発 生 後 の 処 置						
損 害 の 程 度						
死 傷 者				死 者	名 ・ 重 傷 者	名 ・ 軽 傷 者 名
当 事 者	住 所					
	氏 名		年 齡	歳		
	危 険 物 取 扱 い 経 験	有()・無				
	危 険 物 取 扱 者 免 状	有(甲・乙()・丙)・無				
	免 状 交 付 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号				
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 17 号(第 10 条関係)

認可第 号

予 防 規 程 認 可 証

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった危険物 の予防規程は火災予防上
適当であると認められるので、消防法第 14 条の 2 第 1 項の規定に基づき認可する。

年 月 日

五所川原地区消防事務組合
管理者 印

記

1 設 置 場 所

2 設 置 許 可 年 月 日

3 設 置 許 可 番 号

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第18号(第10条関係)

予防規程の軽微な変更届出書

		年 月 日	
五所川原地区消防事務組合 管理者		殿	
		届出者 住 所 (電話) 氏 名	
設 置 者	住 所	電 話	
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号	
危 険 物 の 類、品 名 (指 定 数 量) 及 び 最 大 数 量		指 定 数 量 の 倍 数	
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 の 内 容		変 更 後 (氏 名)	変 更 前 (氏 名)
保 安 の 役 割 分 担	所 長		
	危 険 物 保 安 監 督 者		
	職 務 代 行 者		
	危 険 物 取 扱 者		
	そ の 他 従 業 員		
危 険 物 施 設 の 点 検	点 検 責 任 者		
自 衛 消 防 隊 の 任 務 分 担	自 衛 消 防 隊 長		
	通 報 ・ 連 絡 班		
	避 難 ・ 誘 導 班		
	消 火 応 急 措 置 班		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

様式第 19 号(第 11 条関係)

危 険 物 収 去 書

第 号
年 月 日

殿

五所川原地区消防事務組合
管理者 回

消防法第 16 条の 5 第 1 項の規定により、下記の危険物を収去する。

記

住 所 又 は 所 在 地

氏 名 又 は 名 称

収 去 場 所

品 名 及 び 数 量

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第 20 号(第 12 条関係)

許 可 書
危険物製造所等 再交付申請書
タンク検査済証

				年	月	日
五所川原地区消防事務組合 管理者 殿				申請者 住 所 (電話) 氏 名		
設 置 者	住 所	電 話				
	氏 名					
設 置 場 所						
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分				
設置又は変更の許可 年月日及び許可番号		年	月	日	第	号
タンクの検査年月日 及び検査番号		年	月	日	第	号
再交付申請の理由						
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			
			再交付 年 月 日			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印欄は、記入しないこと。

様式第 21 号(第 13 条関係)

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

年 月 日			
五所川原地区消防事務組合 管理者 殿			
届出者 住 所 _____ (電話 _____) 氏 名 _____			
設 置 者	住 所	電 話	
	氏 名		
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日	第	号
設 置 場 所			
在 庫 管 理 に 従 事 す る 者 の 職 務 及 び 組 織			
在 庫 管 理 に 従 事 す る 者 に 対 す る 教 育			
在 庫 管 理 の 方 法			
危 険 物 の 漏 れ が 確 認 さ れ た 場 合 に 取 る べ き 措 置			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 備 考 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

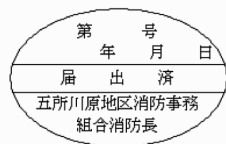
様式第 22 号 (第 15 条関係)

申請の取下げ届出書

五所川原地区消防事務組合 殿		年 月 日
届出者 住 所 (電話) 氏 名		
設 置 場 所		
製 造 所 等 の 区 分	<input type="checkbox"/> 製造所 <input type="checkbox"/> 屋内タンク貯蔵所 <input type="checkbox"/> 移動タンク貯蔵所 <input type="checkbox"/> 給油取扱所 <input type="checkbox"/> 移送取扱所	<input type="checkbox"/> 屋内貯蔵所 <input type="checkbox"/> 地下タンク貯蔵所 <input type="checkbox"/> 屋外貯蔵所 <input type="checkbox"/> 第一種販売取扱所 <input type="checkbox"/> 一般取扱所
申 請 の 内 容	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵又は仮取扱承認 <input type="checkbox"/> 仮使用承認	<input type="checkbox"/> 設置又は変更許可 <input type="checkbox"/> 完成検査前検査 <input type="checkbox"/> 完成検査 <input type="checkbox"/> 保安検査
申 請 年 月 日 及 び 受 付 番 号	年 月 日	収受第 号
取 下 げ の 理 由		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 設置又は変更許可、完成検査、仮使用承認、完成検査前検査及び保安検査の申請に係る取下げの場合は管理者に、仮貯蔵又は仮取扱承認の申請に係る取下げの場合は消防長にそれぞれ提出すること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 仮貯蔵又は仮取扱承認の申請に係る取下げの場合、製造所等の区分の欄は記入しないこと。
- 5 申請年月日及び受付番号の欄は、取り下げる申請書の申請年月日及び収受番号を記入すること。
- 6 ※欄には、記入しないこと。

様式第 23 号(第 15 条関係)



長径 35 mm
短径 24 mm

様式第 24 号(第 16 条関係)

危険物製造所等許可撤回申請書

		年 月 日	
五所川原地区消防事務組合 管理者		殿	
		届出者 住 所 (電話) 氏 名	
設 置 者	住 所	電 話	
	氏 名		
設 置 場 所			
許 可 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号	
許 可 の 区 分		設 置 ・ 変 更	
製 造 所 等 の 別		貯蔵所又は取 扱所の区分	
危 険 物 の 類 、 品 名 、 最 大 数 量		指 定 数 量 の 倍 数	
申 請 理 由			
備 考			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	
		撤回年月日 撤回番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 設置又は変更の許可書を添付すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第25号(第17条関係)

承認第 号

点 検 期 間 延 長 承 認 書

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった点検期間の延長については、これを承認します。

年 月 日

五所川原地区消防事務組合
管理者



- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第26号(第17条関係)

点 検 期 間 延 長 不 承 認 書

第 号
年 月 日

殿

五所川原地区消防事務組合
管理者



年 月 日付けで申請のあった点検期間の延長については、下記により承認しない。

記

- 1 点検対象
- 2 設置場所
- 3 不承認の理由

4 教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、五所川原地区消防事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、五所川原地区消防事務組合を被告として(五所川原地区消防事務組合管理者が被告の代表となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第1号（第2条関係）

（令3規則5・旧様式第2号線上、令8規則12・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（令3規則5・旧様式第3号線上、令8規則12・一部改正）

様式第3号（第2条関係）

（令3規則5・旧様式第4号線上）

様式第4号（第3条関係）

（令3規則5・旧様式第5号線上）

様式第5号（第3条関係）

（令3規則5・旧様式第6号線上）

様式第6号（第4条関係）

（令3規則5・旧様式第7号線上）

様式第7号（第4条関係）

（令3規則5・旧様式第8号線上）

様式第8号（第4条関係）

（令3規則5・旧様式第9号線上）

様式第9号（第4条関係）

（令3規則5・旧様式第10号線上）

様式第10号（第5条—第7条、第9条、第10条、第13条、第15条関係）

（令7規則5・全改）

様式第11号（第8条関係）

（令3規則5・旧様式第12号線上、令5規則11・一部改正）

様式第12号（第8条関係）

（令3規則5・旧様式第13号線上）

様式第13号（第9条関係）

（令3規則5・旧様式第14号線上、令5規則11・一部改正）

様式第14号（第9条関係）

（令3規則5・旧様式第15号繰上、令5規則11・一部改正）

様式第15号（第9条関係）

（令3規則5・旧様式第16号繰上、令5規則11・一部改正）

様式第16号（第9条関係）

（令3規則5・旧様式第17号繰上、令5規則11・一部改正）

様式第17号（第10条関係）

（令3規則5・旧様式第19号繰上、令7規則5・旧様式第18号繰上）

様式第18号（第10条関係）

（令7規則5・追加）

様式第19号（第11条関係）

（令3規則5・旧様式第20号繰上、令7規則5・一部改正）

様式第20号（第12条関係）

（令3規則5・旧様式第21号繰上、令5規則11・一部改正）

様式第21号（第13条関係）

（令3規則5・旧様式第22号繰上、令5規則11・一部改正）

様式第22号（第15条関係）

（令7規則5・追加）

様式第23号（第15条関係）

（令7規則5・追加）

様式第24号（第16条関係）

（令7規則5・追加）

様式第25号（第17条関係）

（令8規則12・追加）

様式第26号（第17条関係）

（令8規則12・追加）

